1　総　　務　　部

安心安全対策

平成24年(2012年)４月１日の組織改正により、安心安全室を危機管理室として体制の充実を図り、安心で安全なまちづくりを目指している。

防災、防犯、福祉、医療など様々な分野で、市民・企業・行政が一体となって安心で安全のまちづくりを推進するため、平成19年（2007年）９月、市内約100の団体（吹田市、吹田市教育委員会、吹田保健所、吹田警察署、企業等を含む）の参画・賛同を得て、「安心安全の都市（まち）づくり協議会」を立ち上げネットワークを形成した。平成20年（2008年）３月14日には「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、平成21年（2009年）３月27日に「安心安全の都市（まち）づくり推進計画」が安心安全の都市（まち）づくり協議会において策定され、この計画を骨子に取組を進めている。

防災事業としては、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立ってもらうことが重要なことから、自主防災用資機材給付事業や、防災出前講座などを開催し、防災ハンドブックや洪水ハザードマップを活用しながら、自主防災組織の結成を進めている。

平成20年度（2008年度）からは吹田市自治会連合協議会と共に全市一斉合同防災訓練（避難・情報伝達訓練）を行い、市民の防災意識の向上を図るほか、９月に千里北公園で吹田市地域防災総合訓練を実施し、各関係機関との連携体制の強化、防災体制の確立を図っている。

また、平成24年度(2012年度)から地域防災リーダーの養成に取り組み、防災知識・技術習得の促進、各地域における防災意識の啓発・防災活動の活性化、自主防災組織等の拡大と充実を図り、地域防災力の向上に努めている。

さらに、昨今の全国各地での風水害の発生を目の当たりにし、気象情報等の収集、職員招集及び対策本部設置等の迅速化を図るため、ハード、ソフト両面の充実化の検討を進めている。

防犯事業としては、子供に関する凶悪事件やひったくりなど様々な犯罪への対策を強化することが重要な課題であることから、吹田市全体の防犯力向上を図るため地域での自主防犯パトロール団体の結成支援として、防犯活動推進員による防犯講習会や相談窓口及び支援活動を行い、防犯活動団体への支援の充実を図っている。また、子供たちの目線で、地域の危険箇所を記した安心安全マップをＰＴＡなどと協働し、作成している。平成17年（2005年）６月から青色防犯パトロールカーを導入し、市内全域を不審者情報や犯罪の発生状況にあわせて巡回している。地域の青色防犯パトロール隊の活動支援としては、平成20年度(2008年度)から燃料費等の補助を行っている。また、地域の防犯活動を補完するものとして、平成26年度(2014年度)、27年度(2015年度)に、防犯カメラを設置する活動団体に対して設置費等の補助を実施した。

また、平成28年度(2016年度)から30年度(2018年度)で、市内全36小学校区の公共施設等に公費で防犯カメラを540台設置するとともに、公用車や商用車にドライブレコーダーの設置を推進し、見守りの目を増やすことで、犯罪抑止力の向上させる取組を進めている。

これらの防災・防犯事業について関係機関との連携をより一層深め、市民との協働による安心安全事業を推進していく。

広　　報

平成29年度（2017年度）

区　分	発行時期	発 行 部 数	経費（円）	配布対象	概　　要
市報すいた	毎月１日	延べ 2,130,400部	73,499,847	全世帯 各駅配置	市の事業・行事などの周知事項をまとめた広報紙。
声の市報すいた	毎月１日	延べ　591組	1,723,479	視覚障がい者	市報すいたの内容をテープ及びＣＤに収録し、希望者に送付。
点字版市報すいた	毎月１日	延べ　351部	977,100	視覚障がい者	市報すいたの内容を点字訳し、希望者に送付。

区　分	放送時期	放送本数	経費（円）	対象	概　　要
広報番組「お元気ですか!市民のみなさん」	毎月１日、11日、21日に放送切替。放送時間は毎日２回(15時、22時)、30分番組	36本	28,180,848	市民等	ジェイコムウエスト吹田局のコミュニティチャンネルで、市の施策や市民活動などを紹介、手話付き。 YouTubeで動画配信。 「ﾄﾋﾟｯｸｽ」ｺｰﾅｰ　６分 「特集」ｺｰﾅｰ　15分 「企画」ｺｰﾅｰ　５分 「お知らせ」ｺｰﾅｰ　３分 「ｴﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ」ｺｰﾅｰ　１分

区　分	情報提供期間	アクセス数	経費（円）	概　　要
吹田市ホームページ	平成29年(2017年)４月１日～平成30年(2018年)３月31日	1,411,666件	3,217,536	市の概要や、市民生活に関係の深い行政サービスなどを掲載。 ホームページ内容管理システムの保守・管理・改修。

市　庁　舎

1　市庁舎の概要

位　　置　　泉町１丁目３番40号

敷地面積　　16,742.96㎡

来庁者用駐車場　　109台分

区分	低層棟			中層棟			高層棟			仮設棟	車庫・倉庫棟	合計
構造	鉄筋コンクリート造			鉄骨鉄筋コンクリート造			鉄骨鉄筋コンクリート造			軽量鉄骨造	鉄骨造	－
規模	地下	地上	塔屋	地下	地上	塔屋	地下	地上	塔屋	地上２階	地上２階	－
	1	3	1	1	5	1	1	9	2			
建築面積	2,028.96㎡			1,903.33㎡			828.39㎡			215.94㎡	684.57㎡	5,661.19㎡
延べ床面積	6,956.63㎡			8,843.00㎡			8,181.57㎡			392.59㎡	1,329.29㎡	25,703.08㎡
工期	昭和37年（1962年）12月～昭和39年（1964年）３月			昭和61年（1986年）11月～昭和63年（1988年）４月			昭和46年（1971年）３月～昭和47年（1972年）12月			平成11年(1999年)６月～同年９月	昭和61年(1986年)６月～同年12月	－
工費	358,000千円			2,741,882千円			905,410千円			80,152千円	－	－
財源内訳 積立金	30,650千円			1,500,000千円			200,746千円			－	－	－
財源内訳 市債	200,000千円			－			287,000千円			－	－	－
財源内訳 一般財源	127,350千円			1,241,882千円			417,664千円			80,152千円	－	－

2　市庁舎管理経費　平成29年度(2017年度)

⑴　光熱水費等　　（単位：千円）

項目	金額
電気	58,296
ガス	12,608
水道・下水道	15,059
電話	16,627
合計	102,590

⑵　庁舎管理委託料　　（単位：千円）

項目	金額
警備業務	37,800
清掃業務	25,920
電気・機械設備等運転、保守及び管理業務	18,835
エレベーター保守点検業務	5,210
建築物及び建築設備定期点検業務	3,564
空調用自動制御機器保守点検業務	2,884
電気設備点検業務	2,808
消防用設備等定期点検業務及び防災管理点検業務	2,668
その他	62,615
合計	162,304

車　両　管　理

所属別車両台数

平成30年(2018年)４月１日現在

車種＼所属部	総務部	環境部	土木部	都市計画部	下水道部	教育委員会	計
乗用車	1						1
ワゴン車	8	4	2	2	1		17
小型バス	2						2
塵芥車		13					13
普通貨物		6	1				7
小型貨物		7			1		8
特殊車		1	6				7
軽自動車	48				12	2	62
計	59	31	9	2	14	2	117

職制・給与・報酬

１　職員の定数と現員数

部局	平成30年(2018年)４月１日現在	
	定数（人）	現員数（人）
市長事務部局	2,068	1,852
水道部	193	126
選挙管理委員会事務局	12	10
監査委員事務局	9	7
公平委員会事務局	3	0
農業委員会事務局	5	2
教育委員会事務局	621	355
議会事務局	18	18
消防	369	361
計	3,298	2,731

2　特別職職員の給料・報酬

平成30年(2018年)４月１日現在

区分		支給区分	支給額(円)	適用日
市長		月額	1,050,000	平成６年(1994年)４月１日
副市長		〃	920,000	〃
水道事業管理者		〃	810,000	〃
常勤の監査委員		〃	570,000	〃
教育長		〃	810,000	〃
教育委員会委員	委員長	〃	206,000	〃
	委員長職務代理者	〃	200,000	〃
	委員	〃	195,000	〃
社会教育委員		日額	8,400	平成23年(2011年)４月１日
選挙管理委員	委員長	月額	63,500	平成６年(1994年)４月１日
	委員	〃	54,000	〃
公平委員会委員	委員長	〃	36,500	〃
	委員	〃	34,500	〃
農業委員会委員	会長	〃	54,000	〃
	副会長	〃	51,000	〃
	委員	〃	49,000	〃
固定資産評価審査委員会委員	委員長	〃	24,000	〃
	委員	〃	23,000	〃
固定資産評価員		〃	161,000	〃
監査委員	代表監査委員	〃	161,000	〃
	識見選任委員	〃	145,000	〃
	議員選任委員	〃	49,500	〃
選挙長		日額	12,800	〃
投票所の投票管理者		〃	15,100	平成10年(1998年)６月１日
期日前投票所の投票管理者		〃	13,400	〃　15年(2003年)12月１日
開票管理者		〃	12,800	〃　６年(1994年)４月１日
投票所の投票立会人		〃	15,100	〃　10年(1998年)６月１日
期日前投票所の投票立会人		〃	13,400	〃　15年(2003年)12月１日
開票立会人		〃	12,800	〃　６年(1994年)４月１日
選挙立会人		〃	12,800	〃
国民健康保険運営協議会委員		〃	8,400	平成23年(2011年)４月１日

３　職員の給料と年齢

平成30年(2018年)４月１日現在

区　　分	人　員	給　料（円）			平均年齢（歳・月）
		最　高	最　低	平　均	
部長級	32	514,900	458,000	500,938	55・07
次長級	69	468,200	429,700	460,049	54・03
課長級	160	444,500	356,400	427,803	53・00
課長代理級	263	409,800	314,700	383,785	47・11
主査級	439	380,600	263,900	332,958	44・02
主任	543	349,600	233,600	280,520	38・08
係員	464	286,200	151,500	197,999	32・11
計	1,970	－	－	308,386	41・09

（注）行政職給料表適用職員のみ

４　管理職手当

（単位：円）

区　分	主な役職名	平成30年(2018年)４月１日現在
管理職手当	部長（議事説明員等）	93,000
	部長	83,000
	理事（議事説明員）	81,000
	理事	71,000
	部次長・室長	69,000
	総括参事	66,000
	課長・参事	60,000
	課長代理・主幹	47,000

（注）行政職給料表適用職員のみ

５　人件費（一般会計）

歳入及び市税中の比率

区分 年度	歳入総額 (A) （千円）	市税総額 (B) （千円）	人件費 (C) （千円）	C／A×100 （%）	C／B×100 （%）
平成28(2016)	123,398,768	65,513,088	22,952,875	18.6	35.0
〃 29(2017)	127,262,274	64,282,707	24,036,653	18.9	37.4
〃 30(2018)	124,314,756	64,879,564	24,318,306	19.6	37.5

（注）平成28年度(2016年度)は決算、29年度(2017年度)と30年度(2018年度)は当初予算

６　一般行政職の初任給

平成30年(2018年)４月１日現在

大学卒	短大卒	高校卒
179,200円	162,700円	151,500円

吹田市職員体制最適化計画（暫定版）

平成32年（2020年）４月に地方公務員法等の改正法が施行され、新たに会計年度任用職員制度が導入されること、同じく平成32年（2020年）４月に中核市移行を目指した準備を進めていることなど、職員体制上大きな変化を迎える状況にある中、業務量に見合った職員配置、役職者構成の最適化などを図り、ワーク・ライフ・バランスが実現した最適な職員体制を構築するため、法改正や中核市への移行状況等を踏まえ、抜本的に職員体制を見直すまでの間として２年間に限定した職員体制最適化計画（暫定版）を平成30年（2018年）２月に策定した。

１　計画期間

平成30年度(2018年度)から平成31年度(2019年度)まで

２　計画の対象

企業会計を含む全会計職員

３　数値目標

地方公務員法改正への対応や中核市移行を見据える中、大きく職員体制を見直す必要があるため、現時点では数値目標を設定することは困難な状況であることから、暫定版である本計画では目標数値を定めないが、過度に総職員数が増加しないよう、可能な限り現状の職員数を超えることのない職員体制の構築に努める。

4　年度別推進計画

普通会計（正職のみ）　（単位：人）

区　　分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
計画数	2,315	2,253	2,199
実配置数（常勤再任用含む）	2,390	―	―

全会計（正職と再任用含む）　（単位：人）

区　　分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
計画数	2,745	2,675	2,621
実配置数	2,770	―	―

事務改善運動

1　趣　　旨

市民の行政に対する期待に積極的に応えるため、全職員が常に効率的な行政執行のための姿勢と問題意識を持ち、住民本位で無駄のない行政を確立すべく昭和56年(1981年)８月１日に事務改善実施要領を制定し、平成18年(2006年)８月１日には同要領の見直し整備を行い、全職員による日常的な事務改善運動を展開している。また、平成23年度(2011年度)には事務改善発表会を開催し、改善事例の全庁的な共有を行った。

2　主な改善事項

平成15年度　○地下食堂に車いす用テーブル等を設置
(2003年度)　○職場のレイアウト変更で窓口対応を効率化
○国保の口座振込済通知の発行回数を削減
○北工場の建て替え情報をホームページ上で提供
○開票事務手当を翌月の諸手当支給日に一括払い
○校務員に支給する旅費を口座振込に変更
〃　16年度　○申請書等様式の一部をホームページからダウンロード可能に
(2004年度)　○投票所入場整理券の発送を個人宛てから世帯宛てに
○他館からの図書取り寄せを端末処理に
○各課からの市長、助役のスケジュール予約をパソコンでの受付に

平成18年度　　○軽自動車の給油方法を定量給油から満タン給油に変更
(2006年度)　　○各課保有の軽自動車を車両係で集中管理
　　○窓口カウンターに仕切り（パーテーション）を設置
　　○「市長に提言ハガキ」に個人情報を保護するシールを添付
〃 21年度　　○業務内容を把握できるマニュアルの作成
(2009年度)　　○事務内容から職場名、内線電話番号が分かる「吹田市役所タウンページ」の作成
〃 22年度　　○「市民の声」を吹田市ホームページで公開
(2010年度)　　○保育所入所受付票を分かりやすい様式に改善
〃 23年度　　○事務改善発表会を開催
(2011年度)
〃 28年度　　○事務改善事例の募集を実施
(2016年度)
〃 29年度　　○事務改善事例及び提案の募集を実施
(2017年度)

工 事 契 約 等

1　契約状況（工事関係）

平成29年度(2017年度)（単位：件）

	入札			随意契約								計
	落札	最低者話合い	小計	見積合せ	少額	特定	緊急	追加	入札者がいない場合	契約の不成立	小計	
工事	330	0	330	2	11	22	0	31	0	0	66	396
委託	49	0	49	0	0	6	0	8	0	0	14	63
計	379	0	379	2	11	28	0	39	0	0	80	459

2　電子入札の実施

ＩＴ活用等における公共事業改革の一環として、大阪電子自治体推進協議会による共同利用を前提とした電子入札システムの開発に参加し、平成17年(2005年)４月１日から予定価格が5,000万円以上の工事で制限付一般競争入札を開始した。平成28年度(2016年度)は、その対象を工事については予定価格1,000万円以上の案件で、また工事に係る設計等委託業務については、その対象を予定価格100万円以上の案件で実施している。平成30年(2018年)１月から予定価格250万

円以上1,000万円未満の工事の指名競争入札にも実施範囲を拡大した。なお、電子入札システムは、平成26年（2014年）４月１日からは大阪地域市町村共同利用電子入札システム運営協議会にて共同運用しており、平成27年（2015年）４月１日からは、15市で運用している。

３　入札等に係る関係事項の公表

入札に係る関係事項の公表については、「吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則」及び「吹田市委託業務等の入札に係る関係事項の公表に関する要領」に基づき、また、随意契約に係る関係事項の公表については、「吹田市随意契約ガイドライン」及び「吹田市特定随意契約の公表手続に関する要領」に基づき実施している。

実施内容については、次のとおりである。

⑴　入札に係る関係事項の公表

ア　公表の範囲

（ア）　入札に付する全ての工事及び工事に係る設計等の委託業務

（イ）　入札に付する予定価格250万円以上の委託業務、物品の購入、製造の請負、修繕及び賃貸借

イ　入札に関する公表事項及び公表時期等

（ア）　工事及び工事に係る設計等の委託業務

a　入札日、入札の実施方法、指名競争入札における指名事業者名・指名理由、工事又は業務の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、予定価格、指名競争入札における最低制限価格について、入札の公告（指名競争入札の場合は通知）後速やかに公表している。

公表期限は、少なくとも、公表日の翌日から起算して１年間が経過する日まで。

b　入札者名・入札金額、落札者名・落札金額、最低制限価格未満の入札者名、落札者がなかった場合その旨、契約の相手方名・住所、工事又は業務の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、契約金額、一般競争入札における最低制限価格等について、開札後速やかに公表している。

公表期限は、少なくとも、公表日の翌日から起算して１年間が経過する日まで。

（イ）　委託業務、物品の購入、製造の請負、修繕及び賃貸借

入札日、指名事業者名、件名・場所・期間（納入期限）、入札予定価格（落札者がなかった場合を除く）、入札者名・入札金額、落札者名・落札金額、落札者がなかった場合その旨、契約の相手方名・住所、契約金額について、落札者の決定後（不落随契のときは契約締結後、それ以外のときは入札執行後）速やかに公表している。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ　公表の方法

契約担当室課、行政資料閲覧コーナーにおける閲覧方式。ただし、工事及び工事に係る設計等の委託業務については、吹田市ホームページにおいても公表。

⑵　随意契約（特定随意契約を除く。）に係る関係事項の公表

ア　公表の範囲

（ア）　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号、６号～９号を適用したもののうち、予定価格が250万円以上の単独随意契約

（イ）　地方自治法施行令第167条の２第１項第５号を適用したもののうち、予定価格が財務規則第108条の２各号に定める金額を超える契約

イ　公表事項及び公表時期等

契約担当室課名、契約名称、契約内容、契約締結日及び契約期間、契約の相手方、契約金額、随意契約とした具体的な理由について、契約担当室課及び行政資料閲覧コーナーにおける公表の場合は契約締結後速やかに、ホームページにおける公表の場合は契約締結日の翌月の末日（契約締結日が４月の場合は、６月末日）に公表している。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ　公表の方法

契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおける閲覧方式。

⑶　特定随意契約に係る関係事項の公表

ア　公表の範囲

地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号に該当する物品購入及び役務の提供に関するもの（特定随意契約）のうち、次に定める金額を超える契約

（ア）　製造の請負に関する契約　　130万円

（イ）　財産の買入れに関する契約　　80万円

（ウ）　役務の提供を受ける契約　　50万円

イ　公表事項及び公表時期等

（ア）　発注見通しの公表　名称及び数量、発注の時期等を毎年度当初に公表。

（イ）　契約前の公表　名称及び数量、契約の期間、契約の相手方の選定基準及び決定方法等を見積書の徴取までに公表。

（ウ）　契約後の公表　名称及び数量、契約の相手方、契約金額、契約締結日、契約の相手方の選定理由等を契約締結後遅滞なく公表。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ　公表の方法

契約担当室課及び行政資料閲覧コーナーにおける閲覧方式。ただし、契約後の公表については、吹田市ホームページにおいても公表。

4　工事等の発注予定情報の公表

⑴　公表の範囲

予定価格250万円以上の工事及び予定価格100万円以上の工事に係る設計等委託業務。

⑵　公表内容及び公表時期等

工事名又は業務名、場所、工期又は履行期間、概要、工事種別又は業務区分、入札及び契約方法、入札予定時期又は随意契約締結時期等について、毎年度４月１日以後速やかに公表し、さらに、変更又は追加がある場合は、10月１日以後速やかにその内容を公表している。

公表期限は、共に当該年度の３月31日まで。

⑶　公表の方法

行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおける閲覧方式。

5　入札参加有資格者名簿等の公表

⑴　公表内容

ア　入札参加有資格者名簿

イ　指名停止措置要領に基づく指名停止措置情報

ウ　吹田市工事成績評定結果活用要領に基づく優遇措置対象者一覧

⑵　公表の方法

吹田市ホームページにおける閲覧方式。ただし、入札参加有資格者名簿及び指名停止措置情報については、行政資料閲覧コーナーにおいても公表。